

## 美術品等の減価償却資産の判定

絵画や彫刻等の美術品のほか、工芸品など（以下「美術品等」といいます。）が減価償却資産に該当するかどうかの判定ですが、平成27年1月1日以後取得する美術品等については新しい取扱いが適用されています。

改正後の現在では、取得価額が1点100万円未満である美術品は原則として減価償却資産に該当し、取得価額が1点100万円以上の美術品等は原則として非減価償却資産に該当するものとして取扱うこととされています。

なお、取得価額が1点100万円以上の美術品等であっても「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」に該当する場合は減価償却資産として取扱うことが可能です。

（注）取得価額が1点100万円未満の美術品等であっても「時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなもの」は減価償却資産に該当しないものとして取扱われます。

### 《時の経過によりその価値が減少することが明らかな美術品等》

取得価額が1点100万円以上である美術品等であっても「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」として減価償却資産に該当するものは次に掲げる事項をすべて満たすものなどです。

- ① 会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用として取得されるものであること。
- ② 移設することが困難でその用途のみに使用されることが明らかなものであること。
- ③ 他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものであること。

### 《美術品等の耐用年数》

減価償却資産に該当する美術品等の法定耐用年数は、それぞれの美術品等の構造や材質等に応じて判定することになります。